

「ホームタンクの洗浄をしませんか」との勧誘に注意！

事 例

昨日、高齢の母が留守番中に「ボイラーがダメになってしまう。灯油タンクを洗浄させてほしい」と業者が訪問してきた。母が了承し、8,000円を現金で支払った。契約書面はなく、領収書のみを受け取った。クーリング・オフをしたいが、業者に電話がつかない。

(当事者 70代女性)



- 訪問販売は、事業者名や契約内容を説明しなければなりません。必要がなければきっぱり断りましょう。
- 灯油タンクの洗浄は、いつも利用している灯油配送業者に相談することで洗浄ができます。突然訪問してきた事業者の勧誘には慎重に対応しましょう。
- 訪問勧誘による契約は、クーリング・オフが可能です。契約書面を受取ってから8日間は無条件で契約解除ができます。書面を受け取っていない場合は、書面不交付となり、8日間を過ぎてもクーリング・オフの主張は可能です。
- 困ったとき心配なときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

